これが、我が国の豊かな生物多様性の根源であり、また、この豊かな生物多様性から得られる多くの恵みに支えられて、私たちの暮らしが成り立っています。

現在、日本各地で、地域の活力を取り戻したいという思いが高まりつつあります。地域を活性化するためには、地域の自然や歴史、生活文化といった地域固有の財産をうまく紡ぎ、活かすとともに、次世代に継承していくことが極めて重要であり、生物多様性とはまさにその地域固有の財産の一部です。

しかしながら、近年、開発等の人間活動による生物種の減少や生態系の破壊、社会構造の変化に伴う里地里山等に対する人間の働きかけの縮小、人為的に持ち込まれた外来種による生態系のかく乱等が進行しており、本来豊かであるはずの生物多様性が失われつつあります。

今日、既に様々な立場の関係者が主体となり、それぞれの地域の自然や文化等の特性を活かして、地域の活性化と生物多様性の保全に役立つ活動が数多く行われています。こうした「地域の活性化」と「生物多様性の保全」双方に役立つ取組に、より一層の広がりを持たせることが必要です。

生物多様性の保全に役立つ活動に様々な主体が参加して取り組むことで、人と人、人と自然のつながり、地域への誇りと愛着、そして、地域の活力が生み出されます。こうした地域連携保全活動が、少子高齢化や過疎化等それぞれの地域が抱える課題を乗り越える契機となっていくことが期待されます。

また、それぞれの地域において自然と対立するのではなく、自然に順応した形で培ってきた知恵を暮らしに活かすことは、災害に対処し暮らしの安全を図ることにもつながります。

この度、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号。以下「法」という。）が制定されました。

本基本方針は、法第３条に基づき地域連携保全活動の促進の意義や地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項等を定めたものです。

本基本方針に基づき、全国各地において、地域連携保全活動が促進され、いのちにぎわう豊かな地域づくりが進められていくことを期待します。

第１章　地域連携保全活動の促進の意義に関する事項

１　地域の生物多様性と「地域連携保全活動」

⑴　地域の暮らし・文化と生物多様性

我が国は、森林や里地里山、都市内の緑地、河川、湿原、干潟、サンゴ礁等、様々なタイプの自然があり、固有種を含め多くの生物が生息・生育しています。

この豊かな生物多様性は、南北に長い国土や複雑な地形、季節風の影響による四季の移ろい、複数の寒暖流による恵み豊かな海と、その上に積み重ねられてきた農林漁業等の生産活動や生活文化等人々の長い年月にわたる暮らしの営みによって形づくられてきたものです。

そして、生物多様性は、地域固有の財産として、地域色豊かな食、工芸、祭り等を育み、それぞれの地域における独自の文化の多様性を支え、暮らしの基礎になっています。

しかし、近年、全国各地において、これまでそれぞれの地域の多様な自然的・社会的条件を基盤として育まれてきた豊かな生物多様性の損失が深刻化しています。

例えば、開発等の人間活動によるコウノトリやメダカ、ササユリ等のかつて身近に見られた動植物の減少、人為的に持ち込まれたアライグマやアメリカザリガニ等の外来種による生態系のかく乱、里地里山等に対する人間の働きかけの縮小によるギフチョウやハナシノブ等の特徴的な種の減少、シカやイノシシ等の増加による生態系や農林業に係る被害等が生じています。そして、このような生物多様性の損失は、地域特有の食や伝統行事等の文化の衰退も招いています。

加えて、地球温暖化の進行により生物多様性に対する深刻な影響が生じることも危惧されています。

⑵　「地域連携保全活動」とは

地域の自然や文化等の自然的・社会的条件を活かして、地域における多様な主体が有機的に連携して行う、「地域連携保全活動」は、生物多様性の保全を重視した農林漁業や緑地の保全・創出、生態系や希少な野生動植物の保護、生態系や農林水産業に被害を及ぼす外来種の防除、生態系に関する調査、自然とのふれあい、環境教育等の活動が挙げられ、農林漁業や自然とのふれあいの場の創出の一環として生物多様性の保全に役立つ活動も広く含まれます。

現在、既に、地方公共団体並びに農林漁業者、特定非営利活動法人をはじめとした営利を目的としない団体、地域住民、企業等の事業者並びに教育・研究機関及び専門家等の多様な主体（以下「地域の多様な主体」という。）によって、全国各地において生物多様性の保全に役立つ活動が行われています。

例えば、希少な野生動植物の生息・生育環境を改善するための活動、雑木林の下草刈りや竹林の管理等の里地里山保全活動、ふゆみずたんぼ等の生態系に配慮した農業生産に関する活動、都市における緑地の保全・創出活動、河川やため池における生物の生息・生育環境の健全化や外来種対策、海の生物を育む藻場や干潟、サンゴ礁の保全活動、市民参加型の身近な生きもの調査、地域資源を活用したエコツーリズム、環境教育・学習等が行われています。これらも「地域連携保全活動」に含まれると考えられます。

２　地域連携保全活動の促進の意義

地域連携保全活動の意義は、生物多様性の保全に役立つ活動を多様な主体が連携して取り組むことにより、以下に掲げるような多くの観点から、私たちの暮らしを豊かにし、地域の活力を生み出していくことにあります。

⑴　生物多様性の保全の推進と豊かな暮らしの源泉

私たちの生活は、豊かな生物多様性に支えられ、地域固有の文化の継承、気候の安定や災害の軽減、観光や特産品等といった経済活動等、地域の生態系から多くの恵み（生態系サービス）を受けて成り立っています。

全国各地で地域の特性に応じて行われる地域連携保全活動は、地域レベルの生物多様性の保全、ひいては我が国全体の生物多様性の保全の一層の推進につながり、豊かな暮らしの源泉となります。

⑵　地域の個性の再認識と魅力的で活力ある地域づくり

地域連携保全活動は、地域が個性的で魅力ある地域づくりを進める上で有効なものです。

活動が地域に根ざすことによって、地域の子どもから高齢者までが協働し、地域の個性を再認識する機会が得られるとともに、地域コミュニティの再構築にもつながります。人と人、そして人と自然がつながり、地域への誇りや愛着の感情を呼び起こすことで、生物多様性を基礎とする地域固有の美しい風景や豊かで伝統的な地域文化が引き継がれ、地域の活力も生まれます。

さらに、バイオマス等の地域資源を活用した新たな産業の創出、都市住民や企業等の事業者との連携を通じた都市と農村との交流の促進、小・中学生による生きもの調査を通じた環境教育等、新しい地域づくりの取組につながっていくことが期待できます。

⑶　豊かな感性の涵養と健康で文化的な生活

活動に参加する一人一人にとっても、自然の中での活動や様々な関係者とのふれあい等を通じて、精神の安定や健康の増進が図られるとともに、豊かな感性が育まれる等、健康で文化的な生活の一助となることが期待できます。

３　地域連携保全活動の促進の方向

次に掲げる基本的な方向を踏まえて地域連携保全活動を実施することで、地域の生物多様性の保全が推進されるとともに、地域資源を活かした地域の活性化が促進されます。

⑴　多様な主体の参加・連携の推進

地域連携保全活動の初期の検討段階から、その実施、実施後の評価と活動の見直しに至るまで、できるだけ地域の多様な主体が参加・連携する機会を持つことが大切です。多様な主体の参加を促すとともに、各主体が有機的に連携できる体制や仕組みを整えることで、活動をより有効なものにし、活動から得られる効果を高めることができます。

⑵　地域の特性に応じた活動

地域の生物多様性は、それぞれの地域の自然的・社会的条件を背景として長い年月をかけて形づくられてきたものであり、一つとして同じものはありません。

そのため、地域の生物多様性が形づくられてきた背景を尊重するという視点に立ちつつ、その地域の自然環境や野生生物の分布状況、歴史や文化、人と自然との関わり等を踏まえて、地域連携保全活動を行うことが重要です。